

新 旧 対 照 表

新	旧
<p style="text-align: center;">居宅介護職員初任者研修等事業者の指定に関する事務取扱要綱</p> <p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(研修種類ごとの基準)</p> <p>第6条 第6条 第2条各号に掲げる研修及び課程の種類ごとの指定基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 居宅介護職員初任者研修課程</p> <p>ア 修業年限は、8月以内（やむを得ない場合にあつては、1年6月以内）であること。</p> <p>イ 研修の内容は、告示第2条の規定により読み替えられた介護保険法施行規則第22条の23第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成24年厚生労働省告示第71号。以下「介護保険告示」という。）別表に定めるもの以上であること。</p> <p>ウ 介護保険告示別表に定める各科目を教授するのに必要な数の講師を有すること。</p> <p>エ 講義を担当する講師は、学歴、職歴、資格、実務経験等に照らし、介護保険告示別表に定める各科目を教授するのに適当な者であること。</p> <p>オ 介護保険告示別表に定める実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用できること。</p> <p>カ 実習施設における実習について適当な実習指導者の指導が行われること。</p> <p>二 障害者居宅介護従業者基礎研修課程</p> <p>ア 修業年限は、4月以内（やむを得ない場合にあつては、8月以内）であること。</p> <p>イ 研修の内容は、告示別表第1に定めるもの以上であること。</p>	<p style="text-align: center;">居宅介護職員初任者研修等事業者の指定に関する事務取扱要綱</p> <p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(研修種類ごとの基準)</p> <p>第6条 第6条 第2条各号に掲げる研修及び課程の種類ごとの指定基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 居宅介護職員初任者研修課程</p> <p>ア 修業年限は、8月以内（やむを得ない場合にあつては、1年6月以内）であること。</p> <p>イ 研修の内容は、告示第2条の規定により読み替えられた介護保険法施行規則第22条の23第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成24年厚生労働省告示第71号。以下「介護保険告示」という。）別表に定めるもの以上であること。</p> <p>ウ 介護保険告示別表に定める各科目を教授するのに必要な数の講師を有すること。</p> <p>エ 講義を担当する講師は、学歴、職歴、資格、実務経験等に照らし、介護保険告示別表に定める各科目を教授するのに適当な者であること。</p> <p>オ 介護保険告示別表に定める実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用できること。</p> <p>カ 実習施設における実習について適当な実習指導者の指導が行われること。</p> <p>二 障害者居宅介護従業者基礎研修課程</p> <p>ア 修業年限は、4月以内（やむを得ない場合にあつては、8月以内）であること。</p> <p>イ 研修の内容は、告示別表第1に定めるもの以上であること。</p>

ウ 告示別表第1に定める各科目を教授するのに必要な数の講師を有すること。

エ 講義を担当する講師は、学歴、職歴、資格、実務経験等に照らし、告示別表第1に定める各科目を教授するのに適当な者であること。

オ 告示別表第1に定める実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用できること。

カ 実習施設における実習について適当な実習指導者の指導が行われること。

2 研修をオンライン（同時双方型又はオンデマンド型）によって行う場合には、対面の方法によって行う研修に相当する効果が得られ、終了時に受講生が修得している知識や技術が同等であること。なお、オンラインの実施形態に応じて以下に留意すること。

一 同時双方型（ライブ配信方式）で実施する場合には、講師に対する研修受講者の質問の機会が確保できていることなど、双方向のやりとりができるようにすること。

二 オンデマンド型（インターネット配信方式等）によって実施する場合には、添削指導、面接指導等による十分な指導を合わせて行うこと。

3 講義をオンラインその他の通信の方法（オンラインの場合は同時双方型を除く）によって行う場合には、第1項及び第2項に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。なお、オンライン（同時双方型）で行う場合には、講師に対する質問の機会等が確保されていることから、次に掲げる基準に適合するものとして差し支えない。

一 添削指導及び面接指導による適切な指導が行われること。

二 添削指導及び面接指導による適切な指導を行うのに適当な講師を有すること。

三 面接指導の時間数は、障害者居宅介護従業者基礎研修課程に係るものにあつては3以上、追加課程、統合課程、行動障害支援課程、応用課程及び行動援護従業者養成研修課程にあつては1以上であること。

ウ 告示別表第1に定める各科目を教授するのに必要な数の講師を有すること。

エ 講義を担当する講師は、学歴、職歴、資格、実務経験等に照らし、告示別表第1に定める各科目を教授するのに適当な者であること。

オ 告示別表第1に定める実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用できること。

カ 実習施設における実習について適当な実習指導者の指導が行われること。

(新設)

2 講義を通信の方法によって行う研修にあつては、前項各号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。

一 添削指導及び面接指導による適切な指導が行われること。

二 添削指導及び面接指導による適切な指導を行うのに適当な講師を有すること。

三 面接指導の時間数は、障害者居宅介護従業者基礎研修課程に係るものにあつては3時間以上、視覚障害者移動介護従業者養成研修、全身性障害者移動介護従業者養成研修、知的障害者移動介護従業者養成研修の課程にあつては1時間以上であること。

四 面接指導を行うのに適当な講義室及び演習を行うのに適当な演習室が確保されていること。

4 実技を学ぶ演習や実習の科目については、対面で実施すること。なお、実技以外を学ぶ演習については、対面のほか、オンライン（同時双方型）にて実施することができる。

また、この場合には、第1項から第3項に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。

一 グループ（受講生同士）によるリアルタイムでの討議を行うなど、受講生全員による参加型の学習が可能な方法を採用すること。

二 講師による受講生へのリアルタイムのフィードバックを行うこと。

三 演習を実施するグループを構成する受講生数は、討議や話し合いができる適切な人数を単位とすること。

四 担当する講師等が研修受講生に対し、演習への主体的・積極的参加を促し、その点について評価を行うこと（通信環境へ接続されていることのみをもって受講を認定することなく、演習に参加していたかどうかに基づく修了評価を行うこと）。

5 研修受講者には障害のある人もいることから、研修が受けやすくなるよう、研修受講機会の確保や研修環境等について配慮を行うよう努めること。

（指定の申請）

第7条 研修事業者としての指定を受けようとする者は、居宅介護職員初任者研修等指定申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

一 研修カリキュラム、研修の実施期間、受講資格及び受講の手続き、受講料その他受講者に支払いを求める費用の内訳並びに研修修了の認定方法を明らかにした学則又は研修事業の実施要領等

二 講師の氏名、履歴、担当科目及び専任兼任の別を記載した書類

三 実習に利用する施設の利用計画書及び当該施設の設置者又は管理者による承諾書

四 当該年度及び翌年度における研修の事業計画書及び研修事業に係る収支予算書

（新設）

（新設）

（指定の申請）

第7条 研修事業者としての指定を受けようとする者は、居宅介護職員初任者研修等指定申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

一 研修カリキュラム、研修の実施期間、受講資格及び受講の手続き、受講料その他受講者に支払いを求める費用の内訳並びに研修修了の認定方法を明らかにした学則又は研修事業の実施要領等

二 講師の氏名、履歴、担当科目及び専任兼任の別を記載した書類

三 実習に利用する施設の利用計画書及び当該施設の設置者又は管理者による承諾書

四 当該年度及び翌年度における研修の事業計画書及び研修事業に係る収支予算書

五 直近の会計年度における申請者の資産及び収支の状況を明らかにする資料

六 申請者が法人又は法人格のない団体である場合にあつては、定款、寄附行為又は規約

七 講義をオンラインその他の通信の方法により行う場合にあつては、添削指導及び面接指導の指導方法を記載した書類

八 講義及び演習（講義をオンラインその他の通信の方法により行う場合にあつては、面接指導。次号において同じ。）を実施する施設の見取り図

九 申請者が所有し、又は賃借する施設以外の施設で、講義及び演習を行う場合にあつては、当該施設の設置者又は管理者による承諾書

十 その他第5条及び第6条に掲げる指定基準に適合するかどうかを審査するため、知事が必要と認める書類

第8条～第13条（略）

（変更の届出）

第14条 指定事業者は、次の各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から10日以内に、居宅介護職員初任者研修等指定事業者変更届（別記第8号様式）に当該変更に係る第7条各号の書類を添えて、知事に届け出なければならない。

- 一 指定事業者の名称又は所在地
- 二 講義及び演習又は面接指導を実施する施設の名称及び所在地
- 三 実習を実施する施設の名称及び所在地
- 四 研修の実施期間
- 五 研修の講師又はカリキュラム
- 六 受講料その他受講者に支払いを求める費用の内訳
- 七 研修修了の認定方法
- 八 当該年度の研修事業に係る収支予算
- 九 指定事業者の定款、寄附行為又は規約（研修事業に係る部分の変更に限

五 直近の会計年度における申請者の資産及び収支の状況を明らかにする資料

六 申請者が法人又は法人格のない団体である場合にあつては、定款、寄附行為又は規約

七 講義を通信の方法により行う場合にあつては、添削指導及び面接指導の指導方法を記載した書類

八 講義及び演習（講義を通信の方法により行う場合にあつては、面接指導。次号において同じ。）を実施する施設の見取り図

九 申請者が所有し、又は賃借する施設以外の施設で、講義及び演習を行う場合にあつては、当該施設の設置者又は管理者による承諾書

十 その他第5条及び第6条に掲げる指定基準に適合するかどうかを審査するため、知事が必要と認める書類

第8条～第13条（略）

（変更の届出）

第14条 指定事業者は、次の各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から10日以内に、居宅介護職員初任者研修等指定事業者変更届（別記第8号様式）に当該変更に係る第7条各号の書類を添えて、知事に届け出なければならない。

- 一 指定事業者の名称又は所在地
- 二 講義及び演習又は面接指導を実施する施設の名称及び所在地
- 三 実習を実施する施設の名称及び所在地
- 四 研修の実施期間
- 五 研修の講師又はカリキュラム
- 六 受講料その他受講者に支払いを求める費用の内訳
- 七 研修修了の認定方法
- 八 当該年度の研修事業に係る収支予算
- 九 指定事業者の定款、寄附行為又は規約（研修事業に係る部分の変更に限

る。)

十 講義をオンラインその他の通信の方法により行う場合にあつては、添削指導及び面接指導の指導方法

第15条～第17条 (略)

附 則

この要綱は、平成26年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

る。)

十 講義を通信の方法により行う場合にあつては、添削指導及び面接指導の指導方法

第15条～第17条 (略)

附 則

この要綱は、平成26年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。